

基本契約本人死亡時

『配偶者継続コース』 移行のご案内

「けんこう共済」の基本契約本人が亡くなられた際、家族契約にご加入いただいている配偶者は「配偶者継続コース」に移行して、「けんこう共済」に継続加入することができます。
移行手続き、移行後の補償内容、掛金等をご案内します。

電機連合 **「けんこう共済」** 配偶者継続コースとは

「けんこう共済」は電機連合の組合員およびそのOB等を対象にした相互扶助による共済制度です。14万人以上の組合員のご加入により、割安な掛金で幅広い補償をご提供しています。

けんこう共済基本契約本人が亡くなられた場合、かつては家族契約も含めて脱退いただいていたましたが、2014年度の制度改定により「配偶者継続コース」を新設し、家族契約（配偶者）にご加入の方は、電機連合福祉共済会（以下、福祉会といいます）に入会することにより「配偶者継続コース」に移行して、けんこう共済に継続加入できるようになりました。

「けんこう共済」の詳細は、けんこう共済ご加入者のしおり、またはパンフレットでご確認ください。電機連合福祉共済会（福祉会）については、別紙の入会のご案内、会則等をご確認ください。



電機連合
福祉共済センター



0120-046488 (けんこう専用フリーダイヤル)



03-37690265



0120-003974 (福祉会専用フリーダイヤル)



<http://kyosai.jeiu.or.jp/>

●〒108-8326 東京都港区三田1-10-3 電機連合会館内／業務時間：9時00分～17時30分
(土日・祝日、年末年始を除きます)

1 配偶者継続コースへの移行にあたって

- (1) 移行後の補償内容は、基本契約本人死亡時と同一です。家族契約(子供)、日常生活サポート特約、ガン特約、介護特約も原則、同じ内容で継続します。
ただし介護特約のみ配偶者継続コース移行時に脱退することができます。日常生活サポート特約、ガン特約の脱退をご希望の場合は、移行が完了した後にお手続き可能ですが、家族契約(子供)の追加や、新たに特約に加入することはできません。
移行後の補償内容、掛金等は次ページ以降でご確認ください。
- (2) 移行にあたり、新たに健康状態を告知いただく必要はありません。
- (3) 移行後の支払限度日数または限度額は、移行前の給付と通算します。
- (4) 移行日は、基本契約本人が死亡された月の翌月1日です。
- (5) 移行手続きは、基本契約本人の死亡脱退と同時に行います。
(「配偶者継続コース 移行申込書」は基本契約本人死亡脱退届を兼ねています。)
- (6) 移行には、基本契約本人が所属していた組合の了承が必要です。
- (7) 移行後は、加入者番号が変わります。
- (8) 福祉会については最終ページの「福祉会について」および別紙の「入会のご案内」をご参照ください。

移行手続きについて

(1) 申込書類について

- **移行を希望される場合**は、「配偶者継続コース移行申込書」と「電機連合福祉共済会入会申込書」をご提出ください。「配偶者継続コース移行申込書」は、「基本契約本人死亡脱退届」を兼ねています。**移行を希望されない場合**は、別途「脱退通知書」のご提出が必要となります。
※基本契約本人死亡時に給付金請求が無い場合(満75歳以上・疾病死亡・入院なし等)、死亡日・死亡理由確認のため、死亡診断書(写し)を添付してください。

● 申込書のご提出先

死亡された基本契約本人の年齢	ご提出先
65歳以上(福祉会会員)	福祉会事務局
64歳以下(福祉会会員以外)	基本契約本人が所属していた組合

- 移行申込締切は、電機連合福祉共済センターに毎月10日到着分となります。お手続き完了まで、2～3ヵ月を要します。

(2) 掛金引落しについて

- 基本契約本人が死亡された月以降に引落された掛金は、別途後日返戻します。(掛金の相殺はいたしません。)
- 掛金の振替口座は、新たに配偶者継続コース本人の引落口座を設定していただきます。
- 移行手続き完了後の初回引落は、遡及した月数分を含めた掛金を「調整掛金」として引落します。*
- 調整掛金引落しの翌月より、通常の「月額掛金」となります。*
※引落日の初旬に、「掛金口座引落しのご案内」を登録住所に送付します。

2 配偶者継続コース移行後の補償内容、掛金について

様の移行内容は、 のとおりです

(日常生活サポート特約、ガン特約、介護特約は裏面をご覧ください)

けんこう共済家族契約(配偶者)にご加入の方

配偶者継続コース (HAコース)の補償内容

家族契約配偶者の補償内容と同一です

HAコース月額掛金

HA-IIは日常生活サポート特約(600円)を含みます。

基本契約本人	<input type="checkbox"/> HA-I	<input type="checkbox"/> HA-II
16~29歳	1,200円	1,800円
30~44歳	1,500円	2,100円
45~54歳	2,200円	2,800円
55~64歳	2,600円	3,200円
65~69歳	3,400円	4,000円
70~74歳	3,400円	4,000円
75~79歳	3,900円	4,500円
80~84歳	5,100円	5,700円

※掛金には福祉会月額会費100円を含みます。

子供 (基本契約本人死亡時に加入があったときに加入できます。)

未就業かつ未婚の子供1人につき
24歳以下の全年齢 **500円**

給付金種類	給付内容 (国内・国外とも補償)	HAコース			
		家族契約 子供	69歳まで	70~74歳	75~79歳 80~84歳
1 入院給付金(注1)	●ガンと診断され入院したとき ●初日~退院するまで		初日から退院まで 1日あたり 10,000円	初日から365日分限度 1日あたり 10,000円	1日あたり 5,000円
2 在宅療養給付金	●ガン以外の病気やケガで入院したとき ●初日~365日分限度		初日から365日分限度 1日あたり 3,000円		
3 ケガ通院給付金	●ケガで通院したとき ●事故日から180日以内の通院治療日数分を90日限度		1日あたり 2,000円		
4 病死給付金	●病気で死亡したとき		一時金 100万円	対象となりません。	
5 災害給付金	●不慮の事故で死亡したとき		一時金 200万円		
6 障害給付金	●ケガで後遺障害が生じたとき		程度により 一時金 8万~200万円		
7 手術給付金	●ガンで所定の手術を受けたとき		手術1回につき種類により 5・10・15・25万円	手術1回につき種類により 5・10・20万円	
8 先進医療給付金	●ガン以外の病気やケガで所定の手術を受けたとき		手術1回につき種類により 5万円・10万円・20万円		
9 ガン退院給付金	●病気で所定の手術を受けたとき		手術1回につき種類により 5・10・20万円		
10 長期療養給付金	●病気で所定の手術を受けたとき		手術1回につき種類により 5・10・20万円		
11 救済費用給付金(注2)	●病気で所定の手術を受けたとき		手術1回につき種類により 5・10・20万円		
12 ドナー給付金	●骨髄採取手術を受けたとき		手術1回につき種類により 5・10・20万円		

(※) 毎年6月1日現在の年齢をいい、変更・脱退のお申し出がない限り翌年5月31日まで本内容での補償となります。

(注1) 精神障害による入院は加入後、脱退されるまでの間、180日分の給付を限度とします。

(注2) 他の保険契約または共済契約から保険金が支払われた場合には、給付金が差し引かれることがあります。

けんこう共済家族契約(配偶者・Dコース)にご加入の方

配偶者継続コース (HDコース)の補償内容

家族契約配偶者(Dコース)の補償内容と同一です

HDコース月額掛金

基本契約本人死亡時に、配偶者契約Dコースに加入していた方は、配偶者継続コース(HDコース)への移行となります。

HD-IIは日常生活サポート特約(600円)を含みます。

基本契約本人	<input type="checkbox"/> HD-I	<input type="checkbox"/> HD-II
	700円	1,300円

※掛金には福祉会月額会費100円を含みます。

子供 (基本契約本人死亡時に加入があったときに加入できます。)

家族契約子供契約Dコースに加入していた子供は、家族契約子供Dコースへの継続加入となります。

未就業かつ未婚の子供1人につき24歳以下の全年齢 **400円**

給付金種類	給付内容 (国内・国外とも補償)	HDコース	家族契約 子供Dコース
1 ケガ入院給付金	●ケガ入院したとき初日から給付 ●事故日から365日以内の入院に限ります (HAコースの「入院給付金(ガン以外)」と給付内容が異なります)	1日あたり 5,000円	1日あたり 5,000円
2 通院給付金	●ケガで通院した場合、通院治療日数分を90日限度 (但し、事故日から180日以内の通院)	1日あたり 2,000円	1日あたり 2,000円
3 災害死亡給付金	●不慮の事故(ケガ)で死亡したとき	一時金 200万円	一時金 200万円
4 後遺障害給付金	●ケガで後遺障害が生じたとき	程度により 一時金 8~200万円	程度により 一時金 8~200万円
5 手術給付金	●ケガで所定の手術を受けたとき (事故日から180日以内)	手術1回につき種類により 5万円・10万円・20万円	手術1回につき種類により 5万円・10万円・20万円
6 先進医療費用給付金	●ケガで先進医療を受けたとき技術料相当額を補償	通算 2,000万円 限度	通算 2,000万円 限度
7 長期療養給付金	●ケガで180日以上継続して入院したとき(75歳からの継続契約では補償がなくなります)	一共同済事故につき 一時金 15万円	一共同済事故につき 一時金 15万円
8 救済者費用給付金(注1)	●旅先(含む海外)の事故で要する捜索・救助費用の実費 ●自宅外で傷害による死亡・入院(14日以上)の場合に、親族の現地入り費用・遺体移送費用等(75歳からの継続契約では補償がなくなります)	実費を1事故につき 年間 500万円 限度	実費を1事故につき 年間 500万円 限度

(注1) 他の保険契約または共済契約から保険金が支払われた場合、給付金が差し引かれることがあります。

3 配偶者継続コース移行後の「特約」について

移行前の基本契約に特約加入していた場合は補償が継続します。新たに加入することはできません。特約の脱退は、配偶者継続コースに移行後に可能です。ただし、介護特約については配偶者継続コース移行と同時に脱退することができます。介護特約の継続加入および脱退については、「配偶者継続コース移行申込書」にご記入ください。(なお、姻族関係終了届を提出して姻族関係を終了させた場合は、亡くなった基本契約本人の親には介護特約を脱退していただきます。)

日常生活サポート特約 月々600円で家族も補償!

1	個人賠償 給付金(注)		●日常生活において第三者の身体や所有物に損害を与え、法律上の賠償責任を負ったとき(自動車、バイクなどによるものは対象外、自転車によるものは対象。)	1共済事故につき 3億円 限度 免責金額(自己負担額)なし。 ※示談代行サービス付(国内のみ)
2	受託品賠償 給付金(注)		●日本国内で他人から借りた物や預かった物を日本国内外で破損、または盗まれたため、法律上の賠償責任を負ったとき	1年間を通じて 30万円 限度 (免責金額(自己負担額)5,000円)
3	携行品損害 給付金(注)		●自宅から一時的に持ち出したカメラ、衣服、レジャー用具等の身の回り品をこわしたり現金を盗まれたりしたとき(置き忘れや落とし物などの紛失は対象外)	1共済事故につき 50万円 限度 (1共済事故につき免責金額3,000円 ただし、損害額が3,000円超の場合、 免責金額(自己負担額)なし。)
4	ホールインワン 祝金		●競技者1名以上とキャディを同伴し、パー35以上の9ホールを正規にラウンドして、ホールインワン(アルパトロスを含む)をしたとき	1回につき 定額50万円 (キャディ同伴なしの場合は30万円)

◎基本契約本人が契約すれば、以下の方が被共済者となります。

1. 「個人賠償給付金」「受託品賠償給付金」
①基本契約本人 ②基本契約本人の配偶者 ③基本契約本人またはその配偶者と同居の親族・別居の未婚の子 ④賠償事故を起こした共済の対象となる方(上記①～③)が責任無能力者等の場合、その方の親権者や監督義務者
2. 「携行品損害給付金」
①基本契約本人 ②基本契約本人の配偶者 ③基本契約本人またはその配偶者と生計を共にする同居の親族 ④基本契約本人またはその配偶者と生計を共にする別居の未婚の子
3. 「ホールインワン祝金」
①基本契約本人 ②基本契約本人の配偶者 ③満24歳以下で基本契約本人と生計を共にする未婚かつ未婚の子

(注) 他の保険契約または共済契約から保険金が支払われた場合には、給付金が差し引かれることがあります。

ガン特約 家族契約配偶者 子供

ガン診断給付金 ●ガンと診断確定されたとき、入院の有無にかかわらず、ガン診断給付金を一時金でお支払いします(1年に1回を限度に何回でも) **一時金200万円** (65歳以上は100万円)

- 初めてガンと診断確定された時
- ガンが再発・転移したと診断確定された時
- 新たにガンが生じたと診断確定された時

満年齢	内容	給付額	月額掛金	満年齢	内容	給付額	月額掛金
0~29歳	200万円		200円	65~69歳	100万円		1,400円
30~44歳			400円	70~74歳			1,700円
45~54歳			900円	75~79歳			2,000円
55~64歳			1,800円	80~84歳			2,400円

介護特約

●公的介護保険制度 要介護2以上の認定又は所定の介護状態(詳細は介護特約ご加入者のしおり参照)※になった場合に介護給付金を一時金でお支払いします。※所定の介護状態となり90日を超えて継続した場合。
(被共済者1名につき1回限りのお支払いとなります)
一時金 コースにより **100万円 ~ 500万円**

コース	100万円コース	200万円コース	300万円コース	400万円コース	500万円コース
満年齢	月払掛金	月払掛金	月払掛金	月払掛金	月払掛金
40~44歳	10円	20円	30円	40円	50円
45~49歳	20円	40円	60円	80円	100円
50~54歳	30円	60円	90円	120円	150円
55~59歳	60円	120円	180円	240円	300円
60~64歳	110円	220円	330円	440円	550円
65~69歳	220円	440円	660円	880円	1,100円
70~74歳	450円	900円	1,350円	1,800円	2,250円
75~79歳	980円	1,960円	2,940円	3,920円	4,900円
80~84歳	2,250円	4,500円	6,750円	9,000円	11,250円
85~89歳	5,370円	10,740円	16,110円	21,480円	26,850円

介護特約にご加入の内容(配偶者継続コース移行申込書に「継続加入」「脱退」いずれかをご記入ください)

続柄	家族契約配偶者	家族契約配偶者の父	家族契約配偶者の母	死亡された基本契約本人の父	死亡された基本契約本人の母
氏名(カナ)					
ご加入コース	万円コース	万円コース	万円コース	万円コース	万円コース

電機連合福祉共済会(福祉会)について

対象者は「けんこう共済」の65歳以上のすべての加入者と、配偶者継続コースに移行した加入者(基本契約本人死亡、または満84歳で契約満了を迎えた時、家族契約に加入していた配偶者)です。会員とその家族の生涯福祉の増進と生活文化の向上を図り、あわせて会員の連帯強化と相互扶助の推進を図ることを目的とします。

電機連合福祉共済センター内に事務局を置き、それまでの所属の労働組合に代わって「けんこう共済」の給付金請求手続きや内容変更等の業務に対応します。毎月100円の会費を掛金に含めてお支払いいただきます。福祉会会員は、84歳までけんこう共済に継続加入が可能です。

福祉会の対応業務

1. お問合せへの対応(補償内容、契約内容、契約変更、給付金請求など)
2. 変更手続き(住所変更、掛金振替口座変更など)、脱退手続き
3. 給付金請求手続き(給付金請求書類の郵送、受付など)
4. 掛金に関する業務(掛金引落不能の確認、ご加入者への連絡など)

福祉会事務局連絡先

(平日9:00~17:30)
(土日、祝日、年末年始除く)

〒108-8326 東京都港区三田1-10-3 電機連合会館内

福祉会専用フリーダイヤル **0120-003974**(携帯電話からもご利用いただけます)